



平成25年3月定例会は、2月27日に開会し、3月22日までの24日間の会期で開催され、田辺市職員の給与に関する条例の一部改正についてをはじめ、平成25年度一般会計・特別会計等の当初予算など、市長提出議案73件、議会提出議案2件を全て原案のとおり可決、市長専決処分事項について1件を承認し、5件の報告を受けました。

また、本定例会では、3月11日から13日の3日間にわたり、10人の議員が一般質問を行いました。

【目次】

議決結果の一覧 P 1～4
一般質問と答弁の要旨 P 5～8
政務調査収支報告 P 8～9
委員会視察報告 P 10～11
議会活動日誌 P 12



議決結果の一覧



条例（可決39件）

- 田辺市職員の給与に関する条例の一部改正について
55歳を超える職員の昇給を抑制するため改正するもの
- 田辺市指定管理者選定委員会条例の制定について
地方自治法に規定する公の施設の指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため条例を制定するもの
- 田辺市地域公共交通会議条例の制定について
道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送確保その他旅客の利便を図り、地域の実情に応じた輸送サービスのの実現に必要な事項を協議するため条例を制定するもの
- 田辺市福祉有償運送運営協議会条例の制定について
道路運送法の規定により特定の非営利活動法人等が市内において行う福祉有償運送に係る登録等に関し、その必要性、課題、利用者の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため条例を制定するもの
- 田辺市みなでまちづくり補助金交付審査委員会条例の制定について
市民による主体的なまちづくりの推進を目的として、市民団体が行う公益事業に対して交付するみなでまちづくり補助金の公正かつ適正な執行を図るため条例を制定するもの
- 田辺市ふれあいセンター条例の廃止について
ふれあいセンターを廃止するもの
- 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの



- 田辺市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本市の新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めるため制定するもの
- 田辺市地域保健福祉推進補助金交付審査委員会条例の制定について
本市における高齢者等の保健福祉の増進を目的として、市民団体が行う先導的事業に対して交付する地域保健福祉推進補助金の公正かつ適正な執行を図るため条例を制定するもの
- 田辺市高齢者福祉計画策定委員会条例の制定について
進展する高齢社会に対応した、本市の長寿社会施策を充実し、豊かで健やかな長寿社会を実現するため条例を制定するもの
- 田辺市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
老人福祉法の規定による措置の要否を判定するため条例を制定するもの
- 田辺市手数料条例の一部改正について
地方公共団体の手数料の標準に關する政令の一部改正に伴い、船員手帳の再交付に關する規定を明確にするため所要の改正を行うもの
- 田辺市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
交通災害共済事業の終了に伴い、当該特別会計及び基金を廃止するもの
- 田辺市廃棄物の処理及び清掃に關する条例の一部改正について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律による廃棄物の処理及び清掃に關する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため改正するもの
- 田辺市し尿収集運搬料金等協議会条例の制定について
本市におけるし尿の収集及び運搬並びに浄化槽の清掃に係る料金について協議するため条例を制定するもの
- 田辺市食育推進会議条例の制定について
食育基本法に基づき、食育推進会議を設置するもの
- 田辺市農業振興地域整備促進協議会条例の制定について
農業振興地域の整備に關する法律施行令の規定による意見の聴取を行うため条例を制定するもの
- 田辺市近露観光交流館条例の制定について
中辺路町近露1129番地に近露観光交流館を設置するため制定するもの
- 田辺市キャンプ場条例の一部改正について
本宮町川湯1288番地にキャンプ場を設置するほか、所要の改正を行うもの
- 田辺市熊野の郷古道ヶ丘条例の一部改正について
バンガローの利用料金等の見直しを図るため改正するもの
- 田辺市道路占用料徴収条例の一部改正について
道路法施行令の一部改正により、道路の占用許可を受けなければならない施設等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの
- 田辺市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律による道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるため制定するもの
- 田辺市準用河川条例の制定について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律による河川法の一部改正に伴い、河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるほか、占用等に關する規定等を整備するため制定するもの
- 田辺市都市公園条例の一部改正について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律による都市公園及び公園施設の設置基準を定めるため改正するもの
- 田辺市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に關する基準を定める条例の制定について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準等を定めるため制定するもの

●田辺市都市下水道条例の制定について

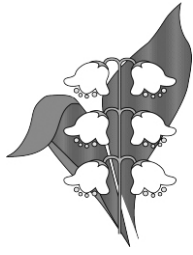
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、都市下水道の構造及び維持管理の基準を定めるほか、占用に関する規定等を整備するため制定するもの

●田辺市営住宅条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準等を定めるため改正するもの

●田辺市修学奨学金貸与条例の制定について

勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対する修学奨学金の貸与制度及び当該奨学生を選考するため条例を制定するもの



より修学が困難な者に対する修学奨学金の貸与制度及び当該奨学生を選考するため条例を制定するもの

●田辺市立学校給食共同調理場条例の一部改正について

学校給食共同調理場の運営に関し必要な意見を述べ、その円滑な運営を図るため所要の改正を行うもの

●田辺市ふるさと文化振興補助金交付審査委員会条例の制定について

市文化の普及及び推進を目的として、伝統文化の継承または創造に寄与する事業に対して交付するふるさと文化振興補助金の公正かつ適正な執行を図るため条例を制定するもの

●田辺市美術展覧会運営委員会条例の制定について

美術展覧会を企画し、円滑に運営するため条例を制定するもの

●田辺市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会条例の制定について

地域包括支援センターの公正及び中立性の確保、その他当

該センターの円滑かつ適正な運営並びに地域密着型サービスの適正な運営を図るため条例を制定するもの

●田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会条例の制定について

高齢者及び障害者の虐待の防止、高齢者及び障害者の養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者及び障害者の権利利益の擁護に資するため条例を制定するもの

●田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等の基準等を定めるため制定するもの

●田辺市住宅新築資金等貸付金償還促進委員会条例の制定について

合併前の旧田辺市住宅新築資金貸付条例等に基づく貸付金の償還を促進するため条例を

制定するもの

●田辺市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、技術上の監督業務を行わせなければならぬ水道の布設工事等を定めるため制定するもの

●田辺市営住宅条例の一部改正について

大川上団地の一部を廃止するため所要の改正を行うもの

●田辺市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会条例の制定について

市立中学校の生徒の生命にかかわる重大な事案が発生したことに伴い、当該事案がいじめに起因するものであるかどうか、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うため委員会を設置するもの

補正予算（可決8件）

金額は補正後の額

●平成24年度田辺市一般会計補正予算（第9号）
494億6042万3千円

●平成24年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
111億9436万7千円

●平成24年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
16億7243万8千円

●平成24年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）
82億8218万2千円

●平成24年度田辺市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
1億260万4千円

●平成24年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
6億6796万7千円

●平成24年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） ※繰越明許費
(1738万2千円)

●平成24年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第2号）
4億3438万6千円

当初予算（可決17件）

- 平成25年度田辺市一般会計予算
433億8000万円
- 平成25年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算
113億2710万3千円
- 平成25年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算
16億7510万3千円
- 平成25年度田辺市介護保険特別会計予算
85億4718万3千円
- 平成25年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算
68万円
- 平成25年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算
2947万4千円
- 平成25年度田辺市簡易水道事業特別会計予算
6億5209万2千円
- 平成25年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算
3億6142万7千円
- 平成25年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算
1640万1千円
- 平成25年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算

水事業特別会計予算

- 平成25年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
5982万7千円
- 平成25年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算
522万8千円
- 平成25年度田辺市診療所事業特別会計予算
3億7937万6千円
- 平成25年度田辺市駐車場事業特別会計予算
5851万6千円
- 平成25年度田辺市木材加工事業特別会計予算
1億4577万1千円
- 平成25年度田辺市四村川財産区特別会計予算
2734万8千円
- 平成25年度田辺市水道事業会計予算
19億5164万5千円

その他議案（可決9件）

- 工事請負契約の締結について
福定近露線外1線道路災害復旧工事請負契約を締結するもの

●土地の取得について

消防庁倉建設事業用地を取得するもの

●民事調停について

入居名義人及びその連帯保証人を相手方として市営住宅の家賃及び駐車場使用料の支払い等を求めるもの

●字の区域の変更について

地方自治法の規定により、上芳養の字の一部区域を変更するもの

●土地改良事業の実施について

伏菟野地区において土地改良事業（区画整理事業）を実施するもの

●市道路線の認定について

23路線の市道路線を認定するもの

●市道路線の変更について

2路線の市道路線を変更するもの

●田辺市過疎地域自立促進計画の変更について

事業を追加するため計画を変更するもの

●田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの

に伴い、所要の規定の整備を行うもの

承認（1件）

●専決処分事項について

☆平成24年度田辺市一般会計補正予算（第8号）

報告（5件）

●専決処分事項の報告について

損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分したもの

●平成24年度田辺市土地開発公社の事業の計画の変更について

市の出資団体における平成24年度補正予算（第1号）について報告するもの

●平成25年度田辺市土地開発公社の事業の計画について

平成25年度財団法人龍神村開発公社の事業の計画について

●平成25年度有限会社龍神温泉元湯の事業の計画について

以上3件は市の出資団体における平成25年度の事業計画及び予算について報告するもの

議会提出議案（可決2件）

●田辺市議会委員会条例の一部改正について

田辺市議会議員の定数条例の一部を改正する条例が、次の一般選挙から施行されることに伴い、常任委員会の委員の定数を変更するもの

●田辺市議会会議規則の一部改正について

田辺市議会議員の定数条例の一部を改正する条例が次の一般選挙から施行されることに伴い、地方自治法の規定する議案以外の議案について、その提出及び動議の発議に必要な賛成者の数を減ずるため改正を行うもの

請願（1件）

●中学校卒業まで「子ども医療費無料化」を求める請願

（継続審査）





一般質問と答弁の要旨



田辺市のまちづくりについて

問 若者が住み続けられるまちづくりを

答 近年の全国地方都市の傾向と同様に、本市においても、市全体の人口減少をはじめ、市街地の空洞化と山村地域の過疎・高齢化は大きな課題となっています。特に若年層の流出は、コミュニティの存続にかかわり、災害時における共助においても大きな支障をきたすものと考えています。

このため、市では、産業を中心とした様々な分野において、若年層の流出対策や他地域からの流入促進策を講じているところですが、全国的な人口減少をはじめ、雇用環境の厳しさや若者の都市志向などの高いハードルがあり、抜本的な課題の解消には至っていないのが現状です。

また、社会経済構造の変化により、若年層の市外への流出、さらには核家族化の進行により、若年層の郊外居住化が進んだものと思われませんが、このことについては、それぞれの家庭の状況や価値観の関係もあり、大変難しい課題と捉えています。

市としましては、こうした状況を鑑み、若年層を中心とした人口減少対策を総合的に継続して進めながらも、近年、都市部の若者を中心に価値観が多様化している傾向がある中、市街地、漁村、農村、山村における、それぞれが持つまちのよさを生かし、交流や定住を促進するとともに、農林水産業をはじめとする産業と暮らしを結びつける取り組みも進めながら、若者の定住によるコミュニティの維持・活性化を図っていかなければならぬと考えています。

災害に強いまちづくり

問 津波対策の基本的な考え方について

答 国の中央防災会議では、巨大地震に伴う津波に対しては、「命を守る」ことを基本原則として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基つき、住民の避難を中心とした取り組みを強化する必要があると考えています。

一方、海岸堤防等のハード整備については、100年周期で発生する南海トラフを震源とする地震・津波の規模を基本として進められる方向です。また、平成23年12月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」では、海岸線から内陸にかけて、多重防御のまちづくりを基本とする内容を打ち出しており、都市計画とも密接に関連することから、今後の動向を注視していきたいと考えています。

さらに、東海・東南海・南海の3連動地震による広域災害への

の備えを強力にするための「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の新たな制定等についても、あわせて動向を見極めながら、国の指針を十分に踏まえ、本市に見合った津波対策を進めていきたいと考えています。

また、一般の津波による新たな被害想定及び浸水想定に係る県の解析結果を踏まえ、本市でも津波浸水ハザードマップや地域防災計画の修正など、今後より強力に対策を進めていきたいと考えています。



田辺市の今後について

問 市町村合併10周年に向け、市歌を制定してはどうか

答 市歌については市民の一体感や郷土愛を醸成する手法の一つとして、市章や市民憲章などととも一定の効果が期待できるものであると認識してい

ます。

本市は合併してから本年5月で8年を迎えることとなりますが、これまで、市町村合併を理解し、受け入れていただいた市民の皆さんに「合併してよかった」と実感していただけたよう、地域が抱えている課題解決に向け、「市町村建設計画」に搭載されている基盤整備をはじめ、地域間交流を促進するためのイベント等、ハード、ソフトの両面から新市の基礎づくりのための様々な施策の推進により、市民の一体感や郷土愛の醸成も含め、一定の成果が表れてきているものと考えています。

そのような中、市歌についても、連帯意識の向上に一定の効果が期待できるものと思いますが、制定に当たっては多くの市民からの制定を望む声が大変重要になってくるものと考えています。市としましては、再来年の合併10周年の節目を迎えるに際し、他の諸課題を含め、本市における市歌の有用性について検討していきたいと考えています。

救急体制について

問 救急車の出動状況と課題への取り組みについて

答 市消防本部の救急車出動状況は、平成24年中5079件と過去最多となり、搬送人員は4820人で、その中で結果的に軽症とされたのは52%の2519人でした。人口1万人当たりの件数では、全国平均が427件であるのに対し、本市は545件と27%も高くなっています。

その要因を把握するためのアンケート調査によると、「救急車で行けば早く診てもらえる」、「病院を手配してくれる」など、救急車の利用に対して安易ともとれる考え方をもちの市民が存在することがわかりました。

消防本部では、現在の状況で推移すると、今後さらに10%から20%増加する見込みの救急需要に対し、限られた救急医療資源を有効活用し、緊急性の高い傷病者を優先して搬送する

など、救命率の向上を図る目的で、今年度、「緊急度判定体系実証検証事業」に取り組みました。この事業は、総務省が策定した緊急度判定プロトコルの有効性について検証する事業で、

病気等の際、緊急性があるかをまず家庭で自己判断いただき、また、その判断に迷ったときには救急安心センターへの電話相談のほか、119番通報時点及び救急現場でも緊急度判定を行うものです。

今後は、当該事業の実施結果を踏まえ、緊急度判定を使った救急業務を推進し、救急車の適正利用の考え方を市民と消防本部が共有できるよう、さらなる普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。



野生鳥獣食肉処理施設について

問 ジビエ（野生鳥獣食肉）の販路は

答 野生鳥獣食肉処理施設については、有害鳥獣として捕獲されたイノシシ・シカの食肉としての有効活用や捕獲意欲の喚起を目的に取り組んでおり、昨年度は、猟友会本宮部会の1グループが事業主体となり、本市初となる野生鳥獣食肉処理施設が開設されました。

現在、個人的な関係者への販売を基盤としながら、本宮町内での消費拡大に向けて、道の駅での販売や旅館・飲食店などを対象に宣伝活動に取り組んでいると伺っています。

市としても、開設当初から、愛知県の大手中食品加工業者への試作品用のシカ肉の提供や、市内の飲食店へのジビエ料理としての活用など、消費宣伝活動に取り組んでおり、県においても「和歌山ジビエプロモーション事業」の取り組みとして、昨年、ジビエ料理の講演会の場で、解

体処理・精肉取扱業者として紹介されています。

また、消費者へのジビエ料理の普及を目的とした県の「ジビエウィーク」が本年2月に実施され、その中でも、精肉店の一つとして取り上げていただいたところ です。

現在は、小規模な施設であることに加えて、少人数運営の状況ですが、市としては、今後も引き続きイベントや商談会等での消費宣伝活動などに積極的に協力していきたいと考えています。



梅産業の将来展望について

問 勝ち残るための市の役割は

答 梅については、産地を維持していくためにも経営安定に向けた取り組みが求められています。

本市では、梅に関連する生産面の事業として、農地造成などの産地基盤整備を進める一方、梅の改植及び土壌改良事業を進めており、さらには梅農家の経営安定に向けた調査研究なども展開しています。

また、販売促進については、紀州田辺うめ振興協議会や紀州梅の会を中心として広く消費者にPRを行うとともに、骨粗しょう症予防の検証といった機能性の研究、スポーツと梅の効能を結びつけたPR、さらには、梅と米を中心とした日本の食生活のよさをPRするなど、積極的な取り組みを進めています。

梅は青果での市場流通はもとより、加工用、さらに農家での梅干しの自家漬けがあり、特に産地内に加工業者が多数あることで地域の大きな産業になっています。ほかにも、農業資材関連業者や加工関連資材、運送関



係業者等の関連産業があり、非常に裾野の広い産業として位置づけられています。

市としては、梅産業を大きな基幹産業と位置づけ、栽培の基盤整備はもちろんのこと、生産安定対策、消費拡大の取り組みをさらに強化するとともに、県、J A、生産者、さらには加工業界と連携しながら、後世まで産地ブランドを継承できるよう、梅産業発展のため積極的に事業展開を図っていきたくと考えています。

スポーツ観光について

問 スポーツ施設の有効活用や交流人口の増加に向けた取り組みについて

答 スポーツ観光は観光庁の施策の一つに位置づけられています。こうした中、日本各地でスポーツ合宿誘致の取り組みが行われており、現在整備中の三四六総合運動公園を紀の国わかやま国体後のスポーツ合宿の分野で最大限に活用していくこ



とは、当然必要であると考えています。

三四六総合運動公園の整備や田辺西バイパスの完成など、本市においては、スポーツ合宿に適した環境が整いつつあり、京阪神からの交通アクセス、温暖な気候、温泉、観光スポットといった要素から宿泊施設等スポーツ合宿受け入れ地としての可能性は高いものと考えています。現在、国体後を見据えたスポーツ合宿誘致の積極的な推進を図るため、本市を含む西牟婁地域の広域観光を推進するための組織として、南紀エリア観光推進実行委員会で調査研究の取り組みを開始しており、庁内では、観光とスポーツの所管課を中心としたワーキングチームを設置し、スポーツ観光の調査研究を

進めています。

いくつかの課題はあるものの、国体後を見据えたスポーツ観光の取り組みについては、新たな観光資源の柱の一つとして考えており、県、近隣自治体、民間とも連携を図りながら、交流人口の増加につながるよう取り組みを進めたいと考えています。

「いじめ」のない田辺市を実現するために

問 求められる対応とは

答 いじめ問題への取り組みの基本として、未然防止、早期発見、早期対応が重要であり、取り組みんだ後のそれぞれの子どもたちの様子を、継続して注意深く観察していくことが重要であると考えています。

問 今後の市教育委員会のいじめ問題に対する取り組みは

答 市では、いじめが人権に関わる重大な問題であると考え、電話・メールによる相談

活動を児童生徒、保護者、市民を対象に行っています。

学校におけるいじめ問題への取り組みは、子ども・保護者・地域との信頼関係と、教師の鋭い感性、また学校全体の協働体制の確立がなければ有効に機能しないので、学校・家庭・地域が一体となっていくための防止や解決に取り組むための協力体制と信頼関係を確立するためにも、現在進めている学社融合の取り組みをさらに充実発展させたいと考えています。

また、各校の教育目標、教育方針に加えて、本市の「人を大切にする教育」の基本方針をもう一度しっかり見直し、いじめの防止、根絶に向けた取り組みについて皆が共通認識を持ち、一丸となって進めていきたいと考えています。



体罰について

問 各小中学校における体罰に係る調査結果について

答 今回実施した体罰に係る調査は、大阪市立高校における体罰事案を受けて、文部科学省から「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の依頼に基づき行われたもので、調査には児童・生徒用と教職員用があります。児童・生徒用としては「先生から体罰を受けたことがあるか」、「先生が他の生徒に体罰を行っているところを見たことがあるか」の2項目であり、教職員用では、「体罰を行ったことがあるか」、「体罰を行っているのを見たことがあるか」の2項目でした。さらに保護者にも「体罰等の実態把握の協力依頼」と相談窓口の設置をお知らせするというものがありました。

平成25年2月中に、本市の全ての小中学校で調査を実施した結果、体罰として報告された事案は、小学校で3件、中学校で

3件、現在確認中の事案が中学校で2件ありました。

この調査の中で挙げられた事案については、当該行為が行われた場所や時間、懲戒の内容などを学校長が教員と児童生徒から聞き取りを行い、十分に検討した上で休罰に当たるのかどうかを判断しました。

市教育委員会では、今回の調査に限らず、これまでも学校から報告のあった全ての事案について、当該学校に聞き取りを行い、発生の事実確認、発生の要因、事案に対する学校長の指導内容を確認の上、速やかに県教育委員会に報告するとともに、当該学校、当該教職員への指導を徹底しているところです。

子供の医療費助成制度の拡充について

問 制度の現況と少子化を見据えた今後の取り組みについて

答 本市の乳幼児医療費助成制度は、受診頻度の高い乳幼児に係る医療費の自己負担分を

助成することにより、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、健康の保持・増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的として、県から2分の1の補助を受けて実施しています。

本制度の実施に係る経費は、平成23年度実績で約1億1937万円、うち県補助金は約5537万円、市負担は約6400万円となっています。

少子化を見据えた今後の本市の取り組みについては、少子化の進行が顕著であることから、現在まで、子供の成長や子育てを支援する次世代育成に関する様々な施策の充実に向け、総合的に取り組んでいます。

厳しい財政状況下ではありませんが、保護者の皆様の御意見等を踏まえ、少子化対策という大局的見地に立って、拡充の可能性について検討していきたいと考えています。



政務調査費収支報告

《平成24年4月～平成25年3月》

政務調査費は、地方自治法に基づき、「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例」を定めて、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されます。

当市では、会派に対して、会派の所属議員数に月額2万円を乗じた額が支給され、使途基準を「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」で定め、議会の申し合わせにより、全ての支出に対し領収書の写しを添付するよう義務づけています。

また、会派の代表者は、年度ごとに収支報告書を作成し、残余金が生じた場合は返還しています。

平成24年度に交付された政務調査費の収支報告の内容は、次項のとおりです。

なお、一般の地方自治法の一部改正により、政務調査費制度が政務活動費制度に改められたことを受け、平成25年度からは「田辺市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいた制度に移行します。

支出項目の説明

【研究研修費】

会派が研究会もしくは研修会を開催するために必要な経費または会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会もしくは研修会に参加するために必要な経費

【調査旅費】

会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費

【資料作成費】

会派の行う調査研究活動のため

めに必要な資料の作成に要する経費

【資料購入費】

会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

【広報費】

会派の調査研究活動、議会活動、市の政策等について住民に広報し、または報告するために必要な経費

【広聴費】

会派が市または会派の政策等に対する住民の要望または意

見を聴くための会議等に要する経費

【人件費】

会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

【事務所費】

会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【その他の経費】

上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

政務調査費使途内訳【会派別】

(単位：円)

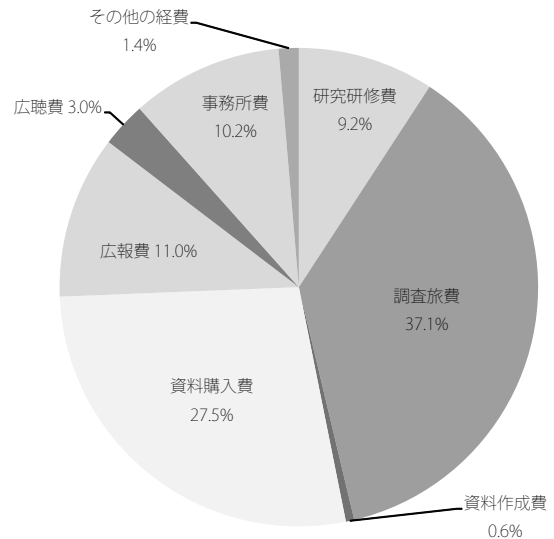
※は年度途中で解散した会派等

所属会派名	誠和会	日本共産党	公明党	紀新会	くまのクラブ	清新会	新生クラブ	無所属 A	
会派人数	5人	3人	3人	3人	2人	2人	3(2)人	1人	
収入	交付額	1,200,000	720,000	720,000	720,000	480,000	480,000	600,000	240,000
	預金利息	133	67	77	98	55	70	51	37
	合計	1,200,133	720,067	720,077	720,098	480,055	480,070	600,051	240,037
支出	研究研修費	5,000	90,471	0	202,485	0	0	0	0
	調査旅費	371,577	0	66,387	0	37,320	0	557,421	0
	資料作成費	0	0	0	3,405	5,980	0	0	0
	資料購入費	372,811	109,050	173,780	128,590	7,340	0	42,630	39,525
	広報費	0	356,472	0	0	0	0	0	0
	広聴費	0	98,390	0	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務所費	0	21,724	0	0	107,145	0	0	184,680
	その他の経費	0	43,960	0	0	0	0	0	0
	合計	749,388	720,067	240,167	334,480	157,785	0	600,051	224,205
返還額	450,745	0	479,910	385,618	322,270	480,070	0	15,832	

下表へ続く

所属会派名	無所属 B	※市政会	合計	
会派人数	1人	(2)人	24人	
収入	交付額	240,000	240,000	5,640,000
	預金利息	17	38	643
	合計	240,017	240,038	5,640,643
支出	研究研修費	0	0	297,956
	調査旅費	123,206	43,300	1,199,211
	資料作成費	0	9,034	18,419
	資料購入費	0	17,700	891,426
	広報費	0	0	356,472
	広聴費	0	0	98,390
	人件費	0	0	0
	事務所費	0	18,000	331,549
	その他の経費	0	0	43,960
	合計	123,206	88,034	3,237,383
返還額	116,811	152,004	2,403,260	

政務調査費使途内訳【全体】



平成 24 年度会派構成

((○は会派代表者))

会派は、同じ考えや意見を市政に効果的に反映させるため、同じ主義・主張を持った議員が集まって結成しています。

※印は年度途中で会派へ所属した者
※印は年度途中で会派を離脱した者

【市政会(解散)】
○ 棒引昭治※ 宮田政敏※

【無所属(会派に属さない議員)】
○ 天野正一
○ 安達幸治

【新生クラブ】
○ 陸平輝昭 棒引昭治※ 久保隆一

【清新会】
○ 吉田克己 森 哲男

【くまのクラブ】
○ 山本紳次 高垣幸司

【紀新会】
○ 安達克典 塚 寿雄 市橋宗行

【公明党】
○ 小川浩樹 佐井昭子 出水豊数

【日本共産党】
○ 真砂みよ子 川崎五一 久保浩二

【誠和会】
○ 宮本正信 松下泰子 山口 進
○ 中本賢治 吉本忠義

常任委員会視察研修報告

田辺市議会では、常任委員会が行政視察を行い、日ごろの議会活動に生かしています。

総務企画委員会

◆実施日

平成24年11月21日（水）

◆視察地

徳島県吉野川市

◆出席委員（7名）

◎吉田克己 ○川崎五一

安達克典 中本賢治

棒引昭治 出水豊数

高垣幸司

(◎委員長 ○副委員長)



徳島中央広域連合消防本部

総務企画委員会では、所管する新消防庁舎建設に向けた取り組みとして、徳島県吉野川市の徳島中央広域連合消防本部・東消防署において研修を行いました。

徳島中央広域連合は、吉野川市と阿波市の2市が一体となつて広域的に事務を行う組織（特別地方公共団体）で、圏内の人

口は約8万5千人と、田辺市に近い人口規模となっています。

本連合の消防本部・東消防署は、平成24年3月から運用を開始した新しい消防庁舎で、3つの基本方針（防災拠点としての機能の確保、市民の安心・安全のシンボル、経済性・利便性・環境への配慮）を掲げ、建設計画を進めました。



免震化された消防庁舎



通信指令室

その結果、徳島県内の消防署では初となる基礎免震構造を採用し、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震災害にも対応しています。

このほか、圏域の防災拠点としての機能を確保するために、災害時の初動態勢を大幅に迅速化できる高機能消防指令システム、通信司令室と出動した緊急車両が情報を共有することができる車両動態管理装置、消防本部と各消防署とのネットワーク化、3日間無補給で電源・飲料水・汚水処理を保つことのできる自家発電設備、120トンの雨水貯水槽、地下水利用のための井戸な



車両動態管理装置

どの設備・機能を備えています。

今回の研修を平成25年度から設計段階に入る本市の消防庁舎建設事業に生かし、市民の皆さんが安心・安全に暮らせるよう、消防・救急機能の充実に努めていきたいと考えています。



訓練棟

文教厚生委員会

◆実施日

平成24年7月19日(木)
 ～21日(土)

◆視察地

岡山県倉敷市、岡山市
 山口県周南市

◆出席委員(8名)

◎佐井昭子 ○市橋宗行
 久保浩二 山本紳次
 松下泰子 山口 進
 久保隆一 森 哲男
 (◎委員長 ○副委員長)



岡山市役所

文教厚生委員会では、障害福祉、環境問題、さらには学校図書館及び国体に向けた取り組みについて、岡山県倉敷市、岡山市及び山口県周南市において研修を行いました。

倉敷市では、地域生活を支援する精神障害者の地域移行へ向けたサポート体制について研修を行いました。障害者自立支援法に規定されている地域生活支

援事業から一歩踏み込み、住宅コーディネート者を配置し、障害者の住宅入居に必要な調整等を行うとともに、関係者への相談・助言を行っており、住宅の契約後も住宅コーディネーターが生活する障害者を24時間体制でフォローしています。

このほか、精神障害に対する理解を地域へ波及させるための人材育成プログラムである、く

らしき心ほっとサポート事業や、市民と事業者、行政が一体となり太陽光発電による温室効果ガス削減に取り組む、太陽光発電型プログラム型排出削減事業についても研修を行いました。

岡山市では、学校図書館の取り組みについて研修を行いました。学校司書は、求められる資料の提供、購入整理、配架や保存といった、図書館の整理運営を行っています。司書を全校配置することによって、児童・生徒の図書館利用意欲の向上やニーズにあった資料提供、児童生徒を読書に誘う多様な働きかけが行われており、図書館事務を学校司書が行うことで、教員



倉敷市役所

太陽光発電型プログラム型排出削減事業(倉敷市)



は時間と労力の全てを児童・生徒に向けられるなどの効果があるとのことでした。

周南市では、平成23年に開催された「おいでませ山口国体・山口大会」において、「紀の国わかやま国体・わかやま大会」で当市が会場となる同種目を担当していたことから、選手や観客のおもてなし及び事務局の職員体制、障害者スポーツの運営について研修を行いました。

今回の事例研修を今後の本市のまちづくりにかけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

周南市野球場



キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター



市議会だより



議会活動日誌

本会議

- 2月27日（1日目） ・現年度補正予算等関係議案の提案説明・新年度予算等関係議案の提案説明
- 28日（2日目） ・新年度予算等関係議案の提案説明・現年度議案に対する質疑及び付託
- 3月11日（3日目） ・付託議案に係る委員長報告・現年度関係議案審議・一般質問（3人）
- 12日（4日目） ・一般質問（5人）・追加議案に対する提案説明
- 13日（5日目） ・一般質問（2人）・新年度関係議案に対する質疑及び付託
- 22日（6日目） ・付託議案に係る委員長報告・議案審議



委員会

- 2月22日 議会運営委員会（3月定例会運営について）
- 2月27日 国体に係る三六総合運動公園等整備特別委員会（平成25年度当初予算の概要等についてほか3件）
- 2月28日 議会運営委員会（追加議案について）
高速道路及び国道バイパス促進特別委員会（平成25年度当初予算の概要等についてほか3件）
- 3月4日 産業建設委員会（付託議案審査について）
文教厚生委員会（付託議案審査について）
- 3月5日 総務企画委員会（付託議案審査について）
- 3月11日 総務企画委員会（委員長報告について）
産業建設委員会（委員長報告について）
文教厚生委員会（委員長報告について）

- 3月12日 議会運営委員会（新年度予算等関連議案の委員会付託についてほか5件）
- 3月13日 文教厚生委員会（付託議案審査について）
- 3月14日 産業建設委員会（付託議案審査について）
文教厚生委員会（付託議案審査について）
- 3月15日 総務企画委員会（付託議案審査について）
産業建設委員会（付託議案審査について）
- 3月18日 総務企画委員会（付託議案審査について）
- 3月22日 議会運営委員会（最終日の日程等について）
総務企画委員会（委員長報告について）
産業建設委員会（委員長報告について）
文教厚生委員会（委員長報告について）



議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、下記までご連絡ください。

ホームページでは、議会の情報や本会議会議録、録画映像をご覧いただけるほか、声の議会だよりもご利用いただけます。

【連絡先】

田辺市議会事務局

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9940（直通）

FAX 0739-25-5579

E-mail:gikai@city.tanabe.lg.jp

<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/>

市議会本会議のインターネット録画映像を配信しています

◆田辺市議会インターネット録画中継トップページ

<http://www.kensakusystem.jp/tanabe-vod/index.html>

※上記以外に田辺市議会及び田辺市のホームページトップページのリンクからもご覧いただけます。

議会を傍聴しませんか？

市議会では、年4回（3月・6月・9月・12月）の定例会と必要に応じ臨時会を開催しています。

議会は、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。

市政を知る良い機会です。お気軽にお越しください。

傍聴を希望される場合は、お手数ですが議会事務局まで日時をお問い合わせください。



次回の「市議会だより」

7月号
（5月臨時会の報告）

